

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 建築基準法による意見の聴取……………(同)…
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)…

公告

- 大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要……………
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)…
- 河川整備計画の公表(二件)……………(建設局河川部計画課)…

正誤

- 平成三十年四月十八日付東京都告示第六百四十九号…

告示

●東京都告示第七百三十九号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成三十年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

多摩市永山三丁目一番一から同番五 平成三十年四月まで、二番、三番、五番、八番、十番一から同番三まで、十一番、十三番一から同番三まで、二十番一、同番二、永山四丁目一番から六番まで、八番、十番、二十番、十二番一の一部、十三番の一部、十四番の一部、十五番の一部、十九番二の一部及び諏訪五丁目二十四番の一部

二 認定計画書の縦覧場所

東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課(立川市錦町四丁目六番三号)

●東京都告示第七百四十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十八条第六項ただし書の規定による許可申請があったので、同条第十四項の規定により、次のように公開による意見の聴取(以下「公聴会」という。)を行います。

なお、公聴会で意見を述べようとする者は、当該公聴会の期日の三日前までに、東京都多摩建築指導事務所長に対し、意見の要旨並びに住所、氏名及び当該公聴会の事由となる処分についての利害関係を記した書面を提出してください。

平成三十年五月十七日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

一 公聴会を行う日時 平成三十年五月二十五日(金曜日)午後二時三十分から

二 公聴会を行う場所 多摩市立永山公民館 視聴覚室 多摩市永山一丁目五番地

三 書面の提出先 東京都多摩建築指導事務所建築指導第一課日影規制・紛争調整担当 (東京都立川合同庁舎二階) 立川市錦町四丁目六番三号 電話〇四二(五四八)二〇五六

四 公聴会を行う理由 次の建築許可をするため

建築主住 多摩市関戸六丁目十二番地一
所氏名 多摩市
建築敷地 多摩市諏訪四丁目九番
地域地区 第二種住居地域
等

既存建築物の概要 申請の概要

工事種別 観覧場 増築

及び用途 エレベーターほか

敷地面積 約三六、二八九平方メートル 増減なし

建築面積 約八八一平方メートル 約三四平方メートル(合計約九一五平方メートル)

延べ面積 約九八六平方メートル 約九二平方メートル(合計約一、〇七八平方メートル)

構造及び階数 鉄筋コンクリート造 鉄骨造

高さ 地上一階地下一階 地上二階地下一階

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

適用条文 建築基準法第四十八条第六項ただし書

●東京都告示第七百四十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

平成三十年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一(一) 路線名 都道環状七号線

(二) 指定する区間 江戸川区春江町四丁目八番二地先から同区中葛西二丁目八百八十七番地先まで

(三) 指定の概要 別図表示①のとおり

二(一) 路線名 都道東京浦安線

(二) 指定する区間 江戸川区中葛西二丁目八百八十七番地先から同区東葛西二丁目四百四十三番地先まで

(三) 指定の概要 別図表示②のとおり

三(一) 路線名 都道東京市川線

(二) 指定する区間 江戸川区春江町四丁目八番二地先から同区一之江八丁目七番八地先まで

(三) 指定の概要 別図表示③のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道環状七号線
都道東京浦安線
都道東京市川線

江戸川区一之江八丁目～中葛西二丁目

都道

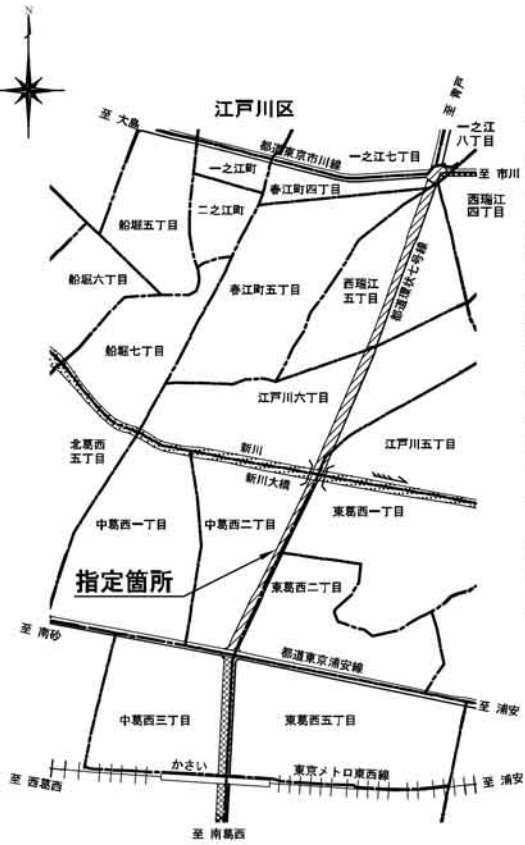
指定区間

既指定区間

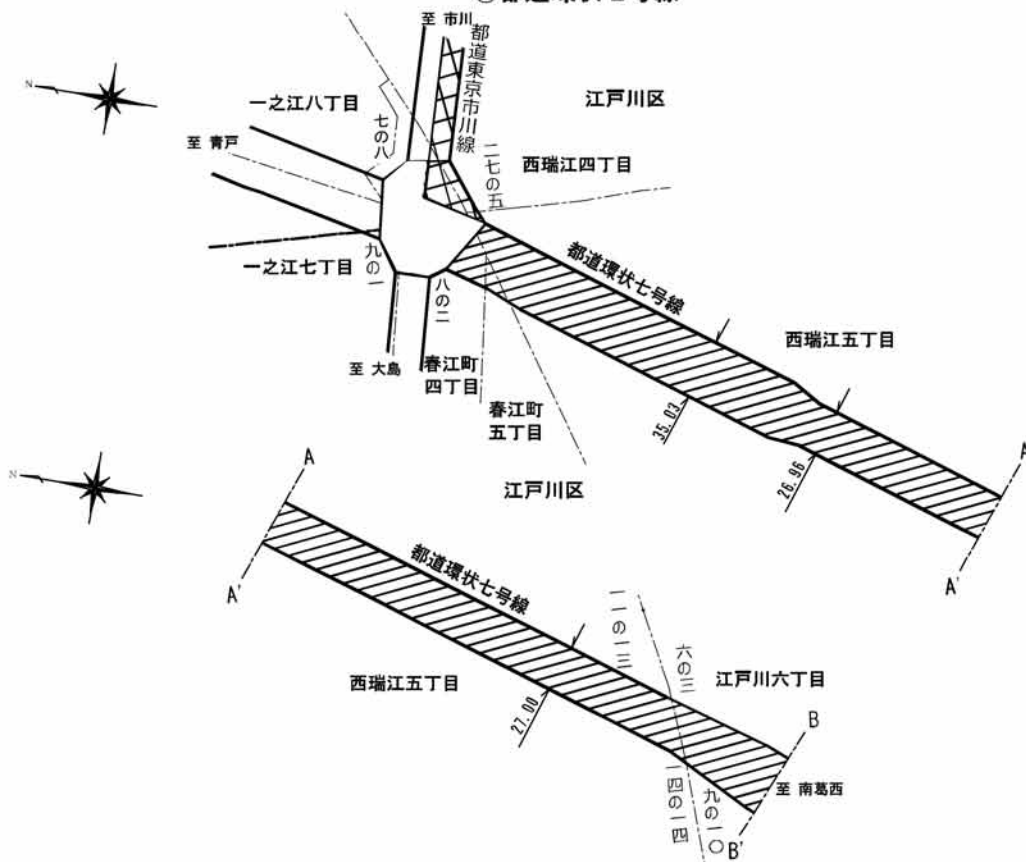
①都道環状七号線 延長 一、七六二・七五メートル
(電線共同溝予定名称 環状七号・三十六号)

②都道東京浦安線 延長 五六・〇一メートル
(電線共同溝予定名称 東京浦安・九号)

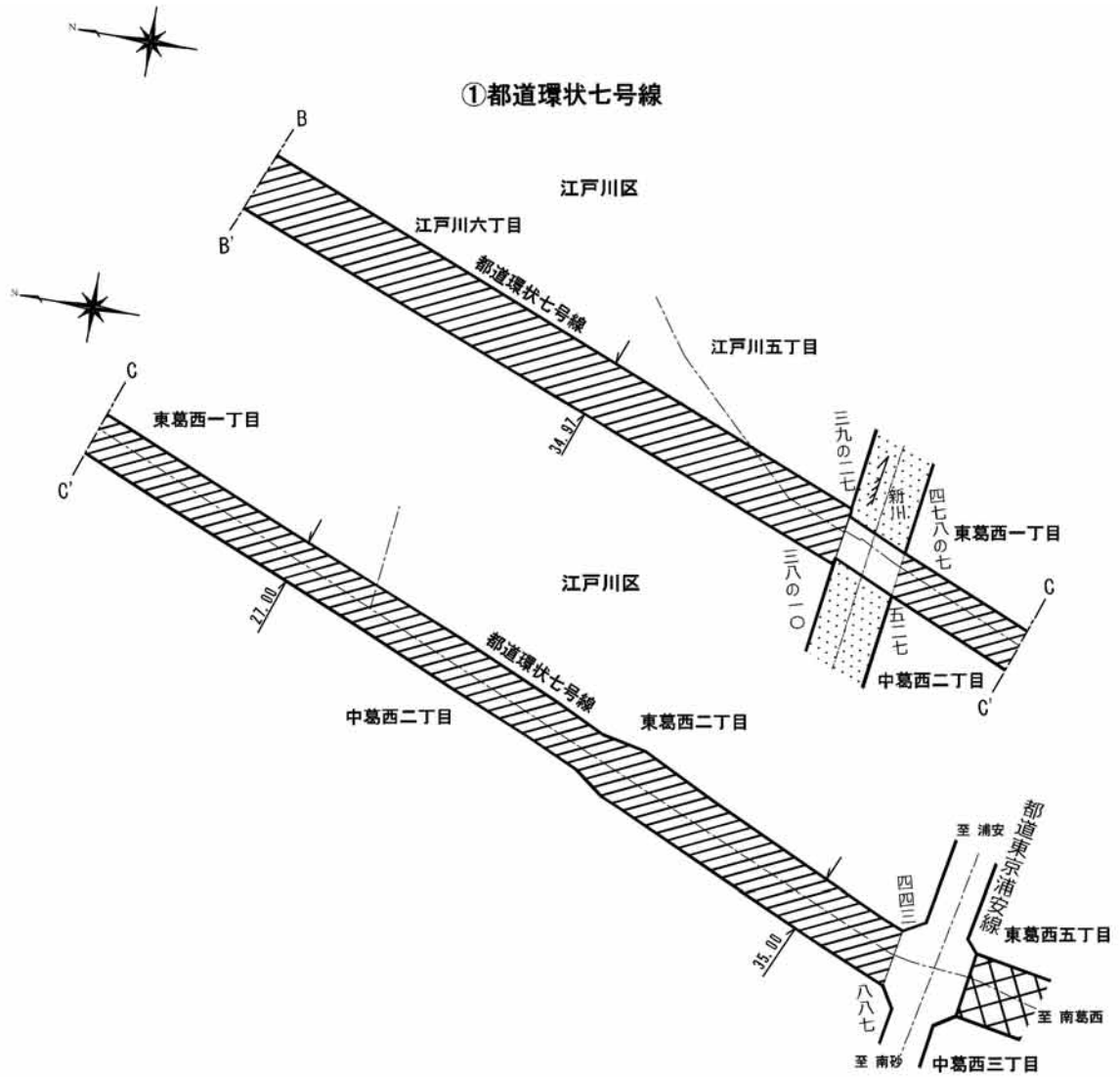
③都道東京市川線 延長 七一・六〇メートル
(電線共同溝予定名称 東京市川・六号)



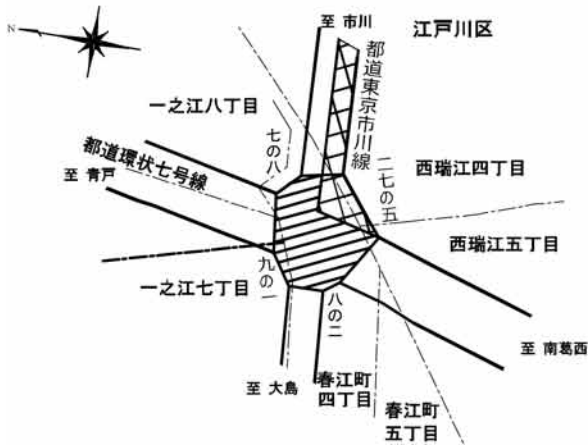
①都道環状七号線



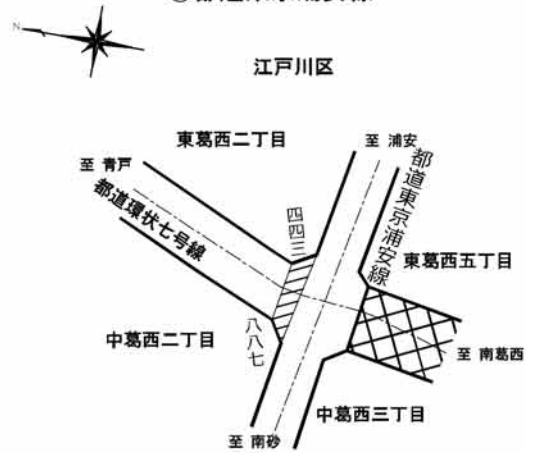
①都道環状七号線



③都道東京市川線



②都道東京浦安線



公 告

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要に
ついて

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八
条第一項の規定により大規模小売店舗の届出の公告に係る
意見を聴取したので、同条第三項の規定により次のとおり
意見の概要を公告し、当該意見を縦覧に供する。

平成三十年五月十七日

一 店舗名 東京都知事 小 池 百合子
（仮称）ヒューリック有楽町二丁目開発
計画

二 店舗所在地 千代田区有楽町二丁目四番一ほか

三 設置者名 ヒューリック株式会社

四 意見

ア 聴取者 千代田区长

イ 概要 意見なし

ウ 収受日 平成三十年四月十九日

五 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課
（新宿区西新宿二丁目八番一号）

六 縦覧期間 平成三十年五月十七日から同年六月十七
日まで。ただし、東京都の休日に関する
条例（平成元年東京都条例第十号）に定
める休日を除く。

七 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。
ただし、正午から午後一時までを除く。

河川整備計画の公表について

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二
第一項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条

第六項の規定により、次のとおり公表する。

平成三十年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

目黒川流域河川整備計画

二級河川目黒川、北沢川、烏山川及び蛇崩川

二 河川整備計画を定めた日

平成三十年四月十三日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第一建設事
務所、東京都第二建設事務所、東京都第三建設事務所及
び東京都北多摩南部建設事務所に備え置いて縦覧に供す
る。

河川整備計画の公表について

河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法
律第六十七号）第十六条の二第七項の規定において準用
する同条第六項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成三十年五月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 河川整備計画及び対象とする河川の名称

荒川水系新河岸川及び白子川河川整備計画

一級河川新河岸川及び白子川

二 河川整備計画を変更した日

平成三十年四月六日

三 河川整備計画の公表の方法

関係図書は、東京都建設局河川部、東京都第四建設事
務所、東京都第六建設事務所及び東京都北多摩南部建設

事務所に備え置いて縦覧に供する。

正 誤

○平成三十年四月十八日付東京都告示第六百四十九号

一ページ下段中「規則第五十八条第四項第十一号」を
「規則第五十八条第五項第十一号」に訂正する。

発行
東京
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえにリサイクル適性です。